

沖縄県農林水産部工事成績評定評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この運営要領は、沖縄県農林水産部工事成績評定通知実施要領第6条第2項に基づいて設置するものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 通知された評定について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(組織及び構成)

第3条 委員会は、本庁、かいの発注者別に次の者で構成する。

	本 庁	か い
委員長	統括監（農林水産企画課担当）	事務所長・課長
委員	統括監（当該事業担当）	庶務担当班長
委員	農林水産企画課長	当該工事担当班長
委員	当該事業担当課長	当該工事検査職員
委員	当該工事検査職員	

- (注) 1 委員長は審議内容に応じ、1項の構成員以外の者を名指し招集することができる。
2 委員長が何らかの理由により不在の場合は、事前に指名された委員がその職務を代行するものとする。

(委員会の招集)

第4条 委員会は委員長が必要と認めた場合に、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、本庁にあつては農林水産企画課工事検査指導班、かいいにあつては庶務担当班が行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成14年10月1日一部改訂
- 3 平成20年4月1日一部改訂
- 4 平成24年4月1日一部改訂